

# AAP NEWS LETTER

**Alliance**  
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

URL : [www.aapjp.com](http://www.aapjp.com) E-mail : [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com) TEL : +66- (0)-2-261-8182

1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.

## ▶ タイの法人税における交際費、 損金不算入費用について

交際費とは、通常の事業活動において必要な接待やサービスに関する費用のことをいいます。タイの法人税においても日本の法人税と同様に、一定の限度額を超える交際費については、損金算入を認めていません。従って、どのような支出が交際に該当するのか、一定の限度額はどのように算定されるのか、について理解しておくことが重要になります。

交際費は接待やサービスに関する費用のことなので、取引先の役員・従業員など、接待やサービスをおこなう相手が必要になります。つまり、自社の従業員のために支払った飲食代や宿泊代は交際費には該当しないことに留意する必要があります。交際費に該当する具体的な支出としては、接待やサービスのために支払った宿泊費、飲食費、娯楽費、競技費などが該当することになります。交際費の中には、広告宣伝費や販売促進費、従業員のための福利厚生費や従業員の給与と区分しにくいものがありますので、事前にどのような費用に該当するのか確認しておくことをお勧めします。また、接待の一環として贈答品を贈る場合は、1人1件当たり2,000 パーツまでとのルールが定められているので、2,000 パーツの予算内で納めておくことが必要になります。

接待やサービスに関する費用が交際費にあたりと判定された場合、次は交際費の限度額を確認します。タイの財務省令では、総収益の0.3%、もしくは払込資本金の0.3%のいずれも大きいほうの金額（上限は1,000万パーツ）が交際費の限度額に定められています。自社の交際費の限度額がいくらなのか、総収益と払込資本金のいずれも大きいほうの金額に0.3%を乗じることで確認することができます。もちろん、ここで計算した限度額を超えて交際費を支出することは可能ですが、限度額を超えた交際費は損金不算入費用として取扱われますので留意してください。交際費を経理処理にするにあたっては、領収書等の支払を証明する証憑に加えて、取締役や管理職などの承認を受けた社内資料を作成してください。

限度額を超える交際費はタイの法人税法では「損金不算入費用」として取扱われることとなります。損金不算入費用とは、法人税を計算するときに経費として認められない費用のことをいいます。つまり、会社が支出する経費は通常、法人税を計

算するにあたり売上からマイナスすることができますが、損金不算入費用はマイナスすることができません。会社の立場からすると、損金不算入費用の金額はできるだけ少なくする必要があります。

それでは、どのような経費が損金不算入になるのでしょうか。損金不算入費用には、限度額を超える交際費以外にも、他の会計期間に属する費用、タイにおけるビジネスのために支出されたのではない費用、領収書がない等の理由により受領者が証明できない費用、などが該当します。

経費の支払があったときには領収書の入手を徹底すること、領収書はタイムリーに担当者に提出して処理すること、で損金不算入費用を減らす余地があると思いますので、日々の業務の中で気を付けていただけると宜しいかと思います。



### 目次 INDEX

- タイの法人税における交際費、  
損金不算入費用について ..... P1
- タイビジネス関連法令 ..... P2-4
- Pakinnaka 法務 ..... P5
- オフィスで使えるタイ語 ..... P6
- 泰国自然探訪 ..... P6
- タイビジネスインタビュー ..... P7
- Saiyo の求職者情報 ..... P8
- AAPC の不動産情報 ..... P9-12
- AAP INSURANCE NEWS ..... P13



# タイビジネス関連法令

กฎหมายสำหรับการเปิดกิจการในประเทศไทย

Volume 25

## คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชีและภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในประเทศไทยมักต้องประสบ โดยได้รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปัจจุบัน หัวข้อในจดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหาเกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในประเทศไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยังได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูลเหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

การประกอบกิจการลิขสิทธิ์ซึ่งเข้าข่ายเป็นความผิดตามกฎหมายฉบับใดหรือไม่  
(ประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ว่าด้วยหุ้นส่วนและบริษัท)

## はじめに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

リース業の経営の法令違反性について  
(パートナーシップ・会社に関する民商法典)

## คำวินิจฉัย

ในส่วนที่เกี่ยวข้องกับกรม มีเฉพาะประเด็นการประกอบกิจการตามวัตถุประสงค์ของบริษัท ซึ่งจากการตรวจสอบปรากฏว่าบริษัทได้มีการจดทะเบียนวัตถุประสงค์ในเรื่อง “การให้กู้ยืมเงินหรือให้เครดิตด้วยวิธีการอย่างอื่นโดยจะมีหลักประกันหรือไม่ก็ตาม” และ “การให้บริการซื้อขายสินค้าด้วยเงินผ่อน ให้บริการสินเชื่อให้บริการแบบแฟคเตอร์และให้บริการแบบลิขสิทธิ์” ซึ่งแม้บริษัทจะมีการประกอบกิจการนอกขอบวัตถุประสงค์ของบริษัท ก็ไม่ถือเป็นความผิดต่อกฎหมายเพียงแต่ผลของการประกอบกิจการนอกขอบวัตถุประสงค์ย่อมผูกพันกรรมการในฐานะส่วนตัวโดยไม่ผูกพันบริษัทแต่อย่างใด

สำหรับทุนจดทะเบียนตาม ป.พ.พ. ไม่มีบทบัญญัติใดกำหนดจำนวนทุนจดทะเบียนสำหรับการประกอบกิจการแต่ละประเภทไว้จึงต้องพิจารณากฎหมายที่เกี่ยวข้องกับการประกอบธุรกิจประเภทนั้นๆ โดยตรง

## 審査結果

当局に関係するところは、貴社の事業目的に基づく経営に限られていますが、確認した結果、貴社は「担保の有無を問わず、金銭の借入・借越、その他の方法による与信」および「分割払いによる売買取引、ファクタリング型融資サービスおよびリースサービス」に関する事業目的を登録している。貴社が会社の事業目的以外の事業を営んでも法令に違反することはないが、事業目的以外に行った結果は会社に対する拘束力はなく、取締役個人を拘束することになります。

登録資本金に関して、民商法典の条項には業種別の登録資本金が規定されていません。従って、各業種に直接関係する関連法令を検討しなければなりません。

ภาษีเงินได้หัก ณ ที่จ่าย ภาษีเงินได้นิติบุคคล และภาษีมูลค่าเพิ่ม กรณี  
การจ่ายค่าจัดส่งพนักงาน (Dispatch Fee)  
(มาตรา 41 มาตรา 77/2 และมาตรา 76 ทวิ แห่งประมวลรัษฎากร )

所得の源泉税、法人税および付加価値税（派遣料  
（Dispatch fee）を支払う場合）  
（歳入法典第41条、第77/2条および第76条第2項）

## ข้อหารือ

หารือเกี่ยวกับภาษีเงินได้หัก ณ ที่จ่าย ภาษีเงินได้นิติบุคคล และ  
ภาษีมูลค่าเพิ่ม กรณีการจ่ายค่าจัดส่งพนักงาน (Dispatch Fee) ราย  
บริษัท B เอเชีย จำกัด (บริษัทฯ) โดยมีข้อเท็จจริง ดังนี้

1. บริษัทฯ จัดทะเบียน เมื่อวันที่ 28 ธันวาคม มีนาย ม หรือนาย  
ท หรือนาย ฮ เป็นกรรมการผู้มีอำนาจลงลายมือชื่อผูกพันบริษัทฯ บริษัท  
ฯ ประกอบกิจการผลิตชิ้นส่วนยานยนต์ ซึ่งบริษัทฯ มีสถานะเป็นบริษัทลูก  
ของบริษัท A จำกัด (บริษัทแม่) ตั้งอยู่ที่ประเทศญี่ปุ่น

2. บริษัทฯ ได้ทำข้อตกลงกับบริษัทแม่ในการจัดส่งพนักงานเข้า  
มาทำงานให้บริษัทฯ ในประเทศไทย ตามหนังสือสัญญาเกี่ยวกับคำสั่งให้  
ไปประจำหน้าที่นอกพื้นที่การเปลี่ยนแปลงหรือการต่อระยะเวลาการ  
ปฏิบัติงานขึ้นอยู่กับความพร้อมของบริษัทฯ โดยจะต้องหารือกันทั้งสอง  
ฝ่าย และต้องกำหนดเป็นการล่วงหน้า 3 เดือน ซึ่งพนักงานชาวญี่ปุ่นยังมี  
ฐานะเป็นพนักงานของบริษัทแม่ และนับอายุงานในประเทศไทยญี่ปุ่น  
ต่อเนื่องกันไป

3. บริษัทฯ เป็นผู้รับผิดชอบจ่ายเงินเดือน และเงินโบนัสแก่  
พนักงานชาวญี่ปุ่นขณะที่มาทำงานในประเทศไทยทั้งหมด ดังนี้

3.1 บริษัทแม่จะโอนเงินส่วนหนึ่งเข้าบัญชีในประเทศญี่ปุ่น  
ของพนักงานชาวญี่ปุ่น ทุกวันที่ 24 ของเดือน และบริษัทแม่จะออกใบแจ้ง  
หนี้เรียกเก็บเงินที่จ่ายดังกล่าวจากบริษัทฯ ทุกเดือน และบริษัทฯ จะโอน  
เงินคืนให้แก่บริษัทแม่ในเดือนถัดไป โดยไม่มีการเรียกเก็บค่าใช้จ่ายอื่นๆ  
เพิ่มเติมจากบริษัทฯ

3.2 บริษัทฯ จะโอนเงินส่วนหนึ่งเข้าบัญชีในประเทศไทยของ  
พนักงานชาวญี่ปุ่น

4. บริษัทฯ ขอทราบว่ กรณีบริษัทฯ จ่ายเงินเดือน และเงินโบนัส  
ของพนักงานชาวญี่ปุ่นคืนให้แก่บริษัทแม่ในแต่ละเดือนตาม 3.1 เงิน  
ดังกล่าวเป็นเงินค่าจัดส่งพนักงาน (Dispatch Fee) หรือเงินจ่ายเงินคืนให้แก่  
บริษัทแม่ (Reimbursement Fee)

## 相談事項

下記の事実に基づくBアジア社（以下「同社」とい  
う）の従業員派遣料（Dispatch fee）の支払いに伴  
う所得の源泉徴収税、法人税および付加価値税に関す  
る相談をしたい。

1. 同社は12月28日に設立し、M氏、T氏又はH氏  
が会社を拘束するサイン権を有する代表取締役を務め  
ている。同社は自動車部品の製造業を営み、日本に所  
在するA社（以下「親会社」という）の子会社であ  
る。

2. 同社は従業員をタイに派遣するために親会  
社と契約を締結した（地域外派遣命令に関する契約書  
に基づく）。

派遣期間は同社の状況に応じて変更又は延長さ  
れるが、両者が協議の上で3ヶ月前に決定しなければ  
ならない。日本人従業員は親会社の社員として地位が  
継続し、日本での勤続年数として継続的に加算され  
る。

3. 同社は日本人従業員がタイに駐在している  
間に以下のとおり給与とボーナスを負担する。

3.1 親会社は毎月24日に日本人従業員  
の日本の銀行口座に 給与の一部を振り込む。親  
会社はその日本人従業員への給与支払にかかる請求書  
を毎月発行して同社に請求するが、同社は他の追加費  
用を含めずに翌月に親会社に返金する。

3.2 同社は給与の一部を日本人従業員  
のタイの銀行口座に振り込む。

4. 上記の3.1で親会社に毎月払い戻される給与  
とボーナスは従業員の派遣料（Dispatch fee）に該当  
するのか、又は親会社への返済金（Reimbursement  
fee）に該当するのか相談したい。

## แนววินิจฉัย

### 1. ภาษีเงินได้นิติบุคคล

กรณีบริษัทฯ ทำข้อตกลงกับบริษัทแม่ ส่งพนักงานชาวญี่ปุ่นของบริษัทแม่เข้ามาทำงานให้กับบริษัทฯ ในประเทศไทย ตามหน้าที่หลักที่ระบุในหนังสือสัญญา เป็นระยะเวลาต่อเนื่องตั้งแต่ 1 ปีขึ้นไป ตามหนังสือสัญญาเกี่ยวกับคำสั่งให้ไปประจำหน้าที่นอกพื้นที่ ซึ่งบริษัทฯ เป็นผู้รับผิดชอบจ่ายเงินเดือน และเงินโบนัสให้กับพนักงานชาวญี่ปุ่นในระหว่างที่ปฏิบัติหน้าที่ในประเทศ ทั้งที่จ่ายจากบริษัทฯ ในประเทศไทย และที่จ่ายจากบริษัทแม่ในประเทศญี่ปุ่น โดยบริษัทแม่ไม่มีการเรียกเก็บค่าบริการอื่นใดเพิ่มเติมอีก และพนักงานชาวญี่ปุ่นยังมีฐานะเป็นลูกจ้างของบริษัทแม่ กรณีดังกล่าวเข้าลักษณะเป็นสัญญาให้บริการโดยส่งพนักงานเข้ามาให้บริการในประเทศไทย ดังนั้น จึงเป็นการให้บริการผ่านลูกจ้างหรือพนักงานอื่น เป็นระยะเวลาารวมกันเกินกว่าหกเดือนภายในสิบสองเดือนใดๆ และถือว่า บริษัทแม่มีสถานประกอบการถาวรในประเทศไทย ตามข้อ 5 วรรคสี่ แห่งอนุสัญญา และการให้บริการดังกล่าว เข้าลักษณะเป็นกำไรจากธุรกิจ ตามข้อ 7 แห่งอนุสัญญา ซึ่งบริษัทแม่ประกอบธุรกิจโดยผ่านสถานประกอบการถาวรในประเทศไทย บริษัทแม่จึงมีหน้าที่ต้องเสียภาษีเงินได้นิติบุคคลในประเทศไทย ตามมาตรา 76 ทวิ แห่งประมวลรัษฎากร โดยคำนวณจากค่าบริการซึ่งเป็นเงินเดือน และเงินโบนัสที่บริษัทฯ ต้องจ่ายให้พนักงานชาวญี่ปุ่นทั้งในประเทศไทยและประเทศญี่ปุ่น ดังนั้น เมื่อบริษัทฯ จ่ายค่าบริการดังกล่าว บริษัทฯ จึงมีหน้าที่ต้องหักภาษี ณ ที่จ่าย ในอัตราร้อยละ 5.0 ตามข้อ 12 ของคำสั่งกรมสรรพากรที่ ท.ป. 4/2528 ลงวันที่ 26 กันยายน พ.ศ. 2528

### 2. ภาษีมูลค่าเพิ่ม

การให้บริการของบริษัทแม่ตาม 1. เข้าลักษณะเป็นการประกอบกิจการซึ่งอยู่ในบังคับต้องเสียภาษีมูลค่าเพิ่ม ตามมาตรา 77/2 แห่งประมวลรัษฎากร โดยไม่ได้จดทะเบียนภาษีมูลค่าเพิ่มเป็นการชั่วคราว ตามมาตรา 85/3 แห่งประมวลรัษฎากร เมื่อบริษัทฯ จ่ายเงินเดือน และเงินโบนัสให้กับพนักงานชาวญี่ปุ่นทั้งในประเทศไทยและประเทศญี่ปุ่น ซึ่งเป็นค่าบริการตามหนังสือสัญญาเกี่ยวกับคำสั่งให้ไปประจำหน้าที่นอกพื้นที่ บริษัทฯ จึงมีหน้าที่ต้องนำส่งภาษีมูลค่าเพิ่มในอัตราร้อยละ 7.0 ของค่าบริการดังกล่าว ตามมาตรา 83/6 (1) แห่งประมวลรัษฎากร

### 3. ภาษีเงินได้บุคคลธรรมดา (กรณีการะภาษีของพนักงานชาวญี่ปุ่น)

กรณีพนักงานชาวญี่ปุ่นเข้ามาทำงานตามหน้าที่หลักที่ระบุในหนังสือสัญญาให้บริษัทฯ ในประเทศไทย ในนามของบริษัทต่างประเทศ ตามหนังสือสัญญาเกี่ยวกับคำสั่งให้ไปประจำหน้าที่นอกพื้นที่ เงินเดือน และเงินโบนัสของบุคคลดังกล่าวถือเป็นเงินได้เนื่องจากหน้าที่งานที่ทำงานในประเทศไทย ไม่ว่าจะจ่ายจากในหรือนอกประเทศไทยก็ตาม ต้องนำมาคำนวณคำนวณเสียภาษีเงินได้บุคคลธรรมดาในประเทศไทย ตามมาตรา 41 วรรคหนึ่ง แห่งประมวลรัษฎากร และข้อ 14 แห่งอนุสัญญา แม้พนักงานชาวญี่ปุ่นไม่ได้นำเงินเดือนที่จ่ายโดยบริษัทแม่ในประเทศญี่ปุ่นเข้ามาในประเทศไทยก็ตาม บริษัทฯ มีหน้าที่ต้องหักภาษี ณ ที่จ่าย ตามมาตรา 50 (1) แห่งประมวลรัษฎากร

## 審査結果

### 1. 法人税

親会社の日本人従業員をタイの同社に派遣するために、同社は親会社と契約を締結している。日本人従業員は当該地域外派遣命令に関する契約書に基づいて、契約書記載の主な任務を目的として一年以上継続的に派遣される。同社は駐在期間中にタイ国内の同社又は日本の親会社から日本人従業員に支給される給与とボーナスを負担するが、親会社はその他のサービス料を請求せず、日本人従業員の身分も親会社の社員である。このような場合、従業員をタイに派遣して役務を提供する役務提供契約に該当する。従って、12ヶ月の間に合計6ヶ月以上を超えて社員又は他の従業員によって役務を提供する場合を規定した日泰租税条約の第5条第4項に該当すると見なされるため、親会社はタイ国内に恒久的施設を有することになる。このような役務提供は、日泰租税条約第7条に基づいて、親会社がタイの恒久的施設を通じて取得した営業利益に該当する。親会社は歳入法典第76条第2項に基づいて、同社が毎月給与とボーナスとしてタイ国内および日本で日本人従業員に支払わなければならないサービス料を基準に計算される法人税額をタイで納付する義務がある。従って、同社は当該サービス料を支払う際に1985年9月26日付け国税局令第一四二四二号第12条に基づいて5%の源泉税を徴収する義務がある。

### 2. 付加価値税

上記1の親会社の役務提供は、歳入法典第77/2条により付加価値税の納税義務が発生するが、歳入法典第85/3条の一時的な付加価値税登録を行っていない付加価値税の課税対象事業である。同社が地域外派遣命令に関する契約書のサービス料としてタイ国内および日本で日本人従業員に給与とボーナスを支払う際には、同社は歳入法典第83/6(1)条に基づいて7%の付加価値税を納付する義務がある。

### 3. 個人所得税（日本人従業員の納税義務）

日本人従業員が地域外派遣命令に関する契約書に基づいて、海外企業を代表して契約書に記載された主な任務をタイ国内の同社で行う場合、国内外で該当者に支払われる給与とボーナスはタイ国内での勤務による所得と見なされる。日本人従業員が日本の親会社から支払われる給与をタイに持ち込まなくても、歳入法典第41条第1段および日泰租税条約第14条に基づいてタイで個人所得税を納付しなければならない。同社は歳入法典第50(1)条に基づいて源泉徴収税を徴収する義務がある。

お客様に 関心のある法律を簡潔にご説明します。

## 今月のテーマ：商標登録

### はじめに

昨今、タイにおいても、日系企業が自社の商標（トレードマーク）を保護するため、商標登録を行うことが増えてきています。知的財産は、価値ある財産の一つです。これは、法律に保護されるべき人間の開発及び創造による所産とされます。世界貿易期間では、現在、TRIPs 協定という国際的に認可された国際基準の規約により、知的財産に係わる貿易協定の範囲が定められています。タイ国内では、知的財産を保護するため、仏暦 2537 年権利法、仏暦 2522 年特許権、仏暦 2534 年商標法等の様々な法令が施行されています。今回は、その法令の中の一つは、仏暦 2534 年商標法をご紹介します。

商標とは、ご存知通り、商品に係わる商業標識であり、その商品・役務の出所を示し、標識保護のためには登録しなければなりません。商標登録は、方式審査のみならず、絶対的不登録事由について、審査が行われます。なお、商標登録条件は、商標法第 6 条に従う必要があります（不登録事由）。

### 手続

#### 1. 方式審査

方式的要件に不備がある場合には、補正命令が発せられ、出願人は補正命令日から 90 日以内に補正をすることになります。

#### 2. 実体審査

審査の結果、登録要件を充たしているとされた場合には、出願内容が公告されます。公告から 90 日以内に利害関係を有する者の異議申立がない場合、または、異議申立てに理由がないとされた場合、商標登録の通知が出願者宛てに送付されます。

#### 3. 登録

商標登録の通知から 30 日以内に登録料を支払い、商標が登録されます。なお、登録日は、申請日になります。

### 不登録事由

#### 1. 特徴ある商標であること

特徴ある商標とは、商標法第 7 条第 1 項に基づき国民に当該商標が他の商品と違うと把握させる記号であることを意味し、当該商品の形態を表示する用語使用の独占する意思があることをいいます。

次の場合には、特徴あるとみなされます（第 7 条第 2 項）。

- 1) 個人の姓名、法人または特徴表示商業名

- 2) 言葉または内容が直接的に商品の材質を示さない、また、地理的名称ではない。
- 3) 特徴を表示する色のグループまたは発明された文字、数字、言葉
- 4) 登録申請者または事業の元所有者の著名、当該者から許可を得た者の著名
- 5) 登録申請者または当該者から許可を得た者の画像または当該者が死亡した場合、当該者の直系尊属、直系子孫及び配偶者から同意を得たとき
- 6) 発明された画像

#### 2. 禁じられる形状を有しない商標であること (第 6 条 (2)、第 8 条)

例) 国家の紋章、王室を想像させるもの、公の記事と同一または類似するもの

#### 3. 他者が既に登録した記号と類似または同一の商標ではないこと

商標に係わる判例に基づきその類似または同一の審査は、次の点が確認されます。

- 1) 言葉の記号の審査 各記号の文字又は内容が何文字あるのか、類似しているか、記号の読み方、文字の並べ方、発明された文字が類似または同一であるかどうかを確認する。
- 2) 画像である記号の審査 特徴が類似または同一であるかどうか、重要な内容が類似または同一であるかどうか
- 3) 言葉及び画像である記号の審査

※審査において商品の消費者団体及び商品の価格または商品分類等の他の事実関係と共に検討する場合があります。商品の分類またはカテゴリーが同一であるかどうか検討し、それが同一である場合、誤解させやすく、また商標の流行、商標の使用証拠、形状の設定により他者の商標を模倣する申請者の不誠実と判断することができます。

上記の原則を検討した上で、本法の第 10 条に基づきタイに所在し、登記官が連絡することができる住所または事務所がある登録申請者または代理者等の登録申請の権利を有する者は、商標の登録申請の手続きをすることができます。

なお、弊社では、商標登録サービス利用に興味あるお客様に対し商標の登録申請するサービス提供しております。ご興味がありましたら、是非ご連絡ください。

Pakinnaka(ปकिनณะ) は、タイ語で「種々雑多なもの」を意味します。

# パーサータイで話タイ

実際に使えるタイ語の文章を提供しております。



今月のお題 **超えたら、損金不算入費用にしなければなりません。**

ถ้าเกินก็จะต้องเป็นค่าใช้จ่ายบวกกลับ  
 ターグーン ゴージャ トン ペン カーチャイジャーイ ブアッククラブ

**木村 部長** **ムアワン ポム パー ルッカー ไพ ティー โง๊ (บ) มาร์ อู**  
**ไบเซต ไพ บานตอ๊วก เพน カーลอปโรรน ได ไม**  
 (昨日、お客さんとゴルフに行ってきました。領収書を交際費として計上できますか。)  
 เมื่อวานผมพาลูกค้าไปตีกอล์ฟมา เอาใบเสร็จไปบันทึกเป็นค่ารับรองได้มั้ย

**ソム ジャイ 秘書** **カーラップโรรนง บานตอ๊วก เพน カーชาไจเจอร์ไ ได0.3%**  
**โคง โทนจอตทาเบียน ลูะ โยตเคาเีย ตันปี๋ นา**  
**ターグุ่น โง๊จา ตอน เพน カーชาไจเจอร์ไ บูอักคลับ**  
 (交際費は資本金又は売り上げの0.3%しか計上できません。超えたら、損金不算入費用にしなければなりませんよ。)  
 ค่ารับรองบันทึกเป็นค่าใช้จ่ายได้ 0.3% ของทุนจดทะเบียนหรือยอดขายทั้งปีนะคะ ถ้าเกินก็จะต้องเป็นค่าใช้จ่ายบวกกลับ

**木村 部長** **ลูะเลอ ุลา (บ) ยานนี โทน ลี๋บ บูม**  
**โยตเคาเีย ยู ลูะ**  
 (分かっています。じゃ、もっと急いで売り上げを増やさないといけないね。)  
 รู้แล้วครับ อย่างนี้ต้องรีบเพิ่มยอดขายเยอะๆแล้วลี



## POINT

ター 動詞 โง๊ 動詞 / 形容詞

仮定や条件を表すときに使われる。

【例】  
 ター マイ ลี๋บ ไพ โง๊ ชา ไพ  
 โป๊ (บ) ルッカー ไม ตัน นา  
 急いで行かなかったら、  
 お客さんに訪問し遅れちゃうよ。  
 ถ้าไม่รีบไป ก็จะไปพบลูกค้าไม่ทันนะ

ター คุน คุชา โปม ปันหารี นี  
 โง๊ โคง ไม ภู (ด) โร (ก)  
 僕の言うことを聞いてくれたら、  
 この問題は起こらなかったでしょう。  
 ถ้าคุณเชื่อผม ปัญหานี้ก็คงไม่เกิดหรอก

カーラップโรรนง 交際費 ค่ารับรอง    โคงจอตทาเบียน 資本金 ทุนจดทะเบียน

โยตเคาเีย 売り上げ ยอดขาย    カーชาไจเจอร์ไ บูอักคลับ 損金不参入費用 ค่าใช้จ่ายบวกกลับ

Volume

8

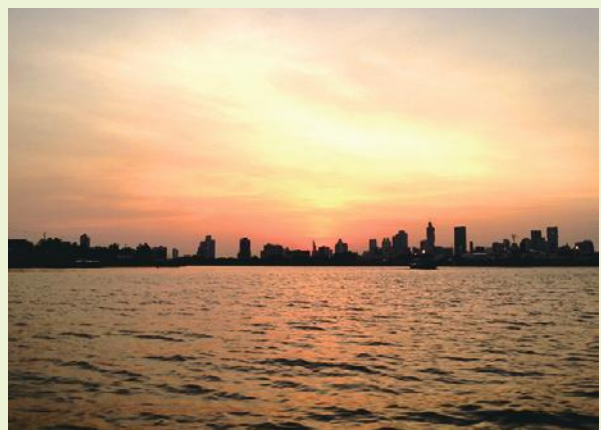
## 泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるおススメスポットと、そこに生息する生物についてご紹介させていただきます。

### 都心のジャングル「パパデー」

サムットプラカーン県に位置するパパデーはスクンビットエリアからほんの3キロ程の場所に位置する緑豊かな町です。クロントウイ港から渡し舟(10バーツ)でチャオプラヤ川の対岸へ渡るだけで、バンコクとは全く違ったのどかな田舎の風景を目にする事ができます。タイは今自転車ブームで自転車好きのタイ人や外国人がバンコクから渡し舟に自転車を載せてパパデーまでサイクリングに訪れます。パパデー側の船着場には貸自転車もありますので、自転車を借りて町を散策するのも気持ちが良いかもしれません。船着場からのんびり15分程歩くと「シーナコンクエンカン公園」に到着します。公園内には大きな池と遊歩道があり、熱帯植物が生い茂っています。水の中にはテツポウオウが泳ぐ姿が見られ、鳥見のために設けられた檣からはカワセミやブツポウウオウなど美しい野鳥を観察することもできます。週末はモトサイ(船着場から40バーツ)でバーナムブン水上マーケットへ行くのもお勧めです。広くて活気があ

り、食べ物から日用品に至るまで様々な物が売られています。バンコクの中心部から一時間弱で別世界にワープしたような感覚を味わえますので、「時間はないけど自然を満喫したいし観光もしたい!」という方には是非訪れていただきたい場所です。





タイで活躍する日系企業を AAP のお客様を中心にご紹介していきます。



vol.1

FISA THAI TECHNO CO., LTD.  
FISA TRADE (THAILAND) CO., LTD.

代表取締役 社長 齋藤 進さん

にお話を伺いました。

### 日本の会社、タイの会社それぞれの事業内容を教えてください。

1961年に日本で創業し、1975年から先代がアメリカの技術を取り入れて、医療、電化製品や自動車、雑貨などの部門でのプラスチック成形をする際に用いられるホットランナ成形装置 PLAGATE System を製造、販売しています。PLAGATE System を取り入れることで、成形の合理化と資源の有効活用ができます。

タイに進出したのは2009年です。タイでは、製品の生産を行う「FISA THAI TECHNO CO., LTD.」と、生産、販売、保守を行う「FISA TRADE (THAILAND) CO., LTD.」の2つの会社を立ち上げました。この2つの会社の事業は大きくわけて3つです。1つ目は、自社製品の輸入販売、2つ目は、PLAGATE Systemに必要なヒーターセンサーの製造、3つ目は、タイに来てからお客様の要望があり新しいビジネスモデルとして始めたのですが、金型(モールドベース)の製造メンテナンスです。タイでは日本人スタッフ2人を駐在させて、タイ人スタッフ合わせて32人で会社を運営しています。

### 海外進出のきっかけはなんですか？

円高の影響が大きかったです。当時は70円台まで行きましたし、日本市場がシュリンクしていくのも肌身を持って感じました。また、お客様である関西地方の家電メーカーさんなどは2000年頃からどんどんタイ進出をしていましたので、彼らを追いかけて行けば必ず注文が入ることは、分かっていました。日本

にある2つの工場のうち、1つを閉鎖してそちらの機械をすべてタイに持ってきました。

### タイで会社経営することでの困難はありましたか？

タイ進出を決断した後に、リーマンショックが起きました。その時に、日本の会社が疲弊して、大赤字に。タイ進出のために送るはずの運転資金が一切ストップしてしまい、一度作ったスキームが総崩れしました。設立当初、工場の半分は何もない状態でのスタートになりました。2年かけて体制を立て直して、軌道にのせましたね。

### 御社の製品の強みはなんですか？

弊社のホットランナ成形装置の中でもプラゲートノズルは、心臓部にスプリングを使ったもので、他社にない唯一無二のもので、これを使用することで安定した品質を再現できるのと、優れたメンテナンス性があります。

### ものづくりへのこだわりを教えてください。

品質が高いのは当たり前のことですが、日本のものづくりは、日本基準で考えるけれども、タイでのものづくりは、日本の考え方をすべて押し付けるわけではなく、新たなタイスタンダードを作ってきました。今までは先進国が技術やノウハウを産み、それを押し付けていたのですが、そうではなく新興国がリノベーションを起こすという仕組みに変えていきました。私は、リバースリノベーションと呼んでいます。タイで新しく生まれた事業もその一つです。将来的には、タイから日本に還元する仕組みを作りたいと思っています。

### 最後にニュースレターを読まれている読者の方へ一言お願いします。

タイ国内の企業と金型事業を一緒に行っていきたくと思っています。弊社には、お客様の要望から生まれた製品や事業もあります。ここから、新たな事業開発ができましたら幸いです。

—ありがとうございました。



お問い合わせ先

FISA THAI TECHNO CO., LTD.  
FISA TRADE (THAILAND) CO., LTD.

担当: Managing Director 齋藤 進  
メール susumu@fisa.co.jp ホームページ <http://www.fisa.co.jp>

# 今週の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社  
SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD.  
(サイヨーリクルートメント)から過去 1 週間の推奨人材のお知らせです。

1

女性 22 歳

通訳総務・コーディネーター

言語 → 英語：簡単な日常会話可、日本語：社内会話可

希望勤務地 → バンコク・サムットプラカーン

希望給与 → 20,000～25,000 バーツ

2

男性 27 歳

ライン通訳

言語 → 日本語：基本会話可

希望勤務地 → アユタヤ・バンコク・チョンブリ

希望給与 → 25,000～28,000 バーツ

3

女性 23 歳

総務・セールスコーディネーター・営業

言語 → 英語：社内会話可、日本語：簡単な日常会話可

希望勤務地 → バンコク・バンナー

希望給与 → 18,000 バーツ

4

女性 27 歳

セールスコーディネーター

言語 → 簡単な日常会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 25,000 バーツ

5

女性 23 歳

エンジニア・メンテナンス

言語 → 英語：ほぼ不可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 14,000 バーツ

6

女性 23 歳

コーディネーター

言語 → 日本語：日常会話

希望勤務地 → ラカバン・バンコク

希望給与 → 23,000～25,000 バーツ

7

男性 26 歳

テクニシャン

言語 → 日本語：簡単な日常会話

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 15,000～18,000 バーツ

8

女性 31 歳

事務・総務

言語 → 日本語：社内会話可

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 40,000 バーツ

※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。下記のウェブサイトでご覧もできますし、直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。

※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせやタイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



連絡先 Saiyo Recruitment Co.,Ltd

HP → [www.saiyo.co.th](http://www.saiyo.co.th)

TEL → 02-665-7289 ~ 91 FAX → 02-661-6937

No.1, Room 1203 Glas Haus Building, 12th Floor, Soi Sukhumvit 25 Sukhumvit Rd.



▶ タイ経済指標

項目	単位	2013	2014	2015	2016
GDP 成長率	前年比ベ(%)	2.80	0.9	2.8	2.8(15年)
人口*	千人	68,382	67,065	67,293(12月)	67,293(15年)
労働者の数*	千人	39,808	38,963	39,165	38,126(1月)
失業率**	%	0.72	0.84	0.89	0.91(1月)
最低賃金*	バンコク	300	300	300	300
	チョンブリー	300	300	300	300
	アユタヤー	300	300	300	300
	ラヨーン	300	300	300	300
賃金: 全国製造業の平均	バーツ	11,066	12,074	12,305	12,292(1月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	2.19	1.90	▲0.90	▲0.53(1月)
中央銀行政策金利*	%	2.25	2.00	1.50	1.5(3月)
普通貯金率**	%	0.68	0.59	0.56	0.47(2月)
ローン金利(MLR) **	%	7.16	6.96	6.75	6.68(2月)
SET 指数*	1975年:100	1,298.7	1,497.7	1,288.0	1,332.4(2月)
バーツ/100円**	バーツ	31.53	30.77	28.31	30.79(2月)
バーツ/米ドル**	バーツ	30.73	32.48	34.25	35.88(2月)
円/米ドル**	円	97.6	105.84	121.0	116.6(2月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,337,631	884,346	795,905	60,387(1月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,016	1,662	2,237	105(1月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	1,027.3	729.4	809.4	10.1(1月)

\*期末、\*\*平均

## ➤ タイ不動産情報

### 販売物件

No	物件	立地	価格(バーツ)	面積 (㎡)	備考
SC1402	コンドミニアム	オンヌット	3,000,000	30	1BD
SC1701	コンドミニアム	トンロー	5,500,000	49.5	1BD
SF0201	工場	ナワナコン	35,000,000	16,339.87	—
SL0807	工場	ピントン 3	34,475,000	15,768.80	—
SF0301	工場	ピントン 1	57,000,000	2,865	—

### 賃貸物件:工場と倉庫

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RW0300	倉庫	バンナー通り(24km)	971,520	6,072	即入居可
RW0292	倉庫	バンナー通り(30km)	328,300	2,345	即入居可
RW0272	倉庫	バンナー	65,000	375	即入居可
RF6011	工場	チャチュンサオ	540,000	2,160	即入居可
RF6020	工場	ラカバン	264,000	1,200	即入居可

### 賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RO8170	オフィス	サムヤーン	561,000	680	—
RO8180	オフィス	アソーク	175,000	175	—
RO8141	オフィス	アソーク	156,000	240	—
RO8190	オフィス	サトーン	241,920	256	—
RO0082	サービスオフィス	プルンチット	22,000	12	1-2 Workstations

## 賃貸物件:住居

No	物件名	立地	月の家賃 (パーツ)	面積 (㎡)	備考
RC1202	コンドミニアム	プラカノン	33,000	52	1BD
RC1301	コンドミニアム	トンロー	29,000	40	1BD
RC0103	コンドミニアム	シーラチャー	30,000	50	1BD
RAA144	アパート	トンロー	72,000	50	1BD
RAA008	アパート	アソーク	63,000	55	1BD

お問い合わせ先

AAP Capital Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: <http://www.aapcap.com>

担当:

辻(日本語、タイ語)

+66(0)-86-358-7298 [tsuji@aapcap.com](mailto:tsuji@aapcap.com)

キッティカーン(タイ語、英語)

+66(0)-81-989-2206 [kittikan@aapcap.com](mailto:kittikan@aapcap.com)

Property for rent: Condominium in Sriracha (RC1002)

物件種別	コンドミニアム	立地	シーラチャー
全階数	17	階	15
面積	50 m <sup>2</sup>	駐車場	1台
家具	有	家賃(パーツ/月)	35,000 パーツ
電気代	公料金	水道代	公料金
契約期間	1年		
周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Robinson シーラチャー</li> <li>・パヤタイ・シーラチャー病院</li> <li>・Surasak Montri 公園</li> </ul>		
備考	・Pinthong, Hemaraj, Amata の工業団地へのアクセスが良好		



Google map

[https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN\\_aOKHPM1U&usp=sharing](https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN_aOKHPM1U&usp=sharing)

本年より生命保険・損害保険の仲介サービスを始めました。  
インシュアランスニュースでは、身近なお金に関する話題をお伝えします。  
今回はタイの社会保険制度のうち、医療への保障についてまとめました。  
共に働く仲間である、現地従業員の方々へのご理解に、お役立ていただければ幸いです。

*Alliance*  
Accounting & Consulting

## タイの社会保障制度 ～健康保険～

総人口 約6,700万人	階層	医療制度
23%	3% 富裕層	任意加入の民間保険
	6% 公務員や軍人(含家族)	公務員医療給付制度(CSMBS)
	14% 企業被用者(一般的な会社員) ※本人のみ	企業の福利厚生医療保険 被用者社会保険制度(SSS)
77%	41% 企業被用者や自営業者の 家族等の非労働者	30 バ ー ツ 医 療
	24% (インフォーマル部門従事者 公式記録に含まれない靴磨き、 行商、タクシーやバイクタクシーの 運転者など)	
	低所得層	
	12% 貧困層	
		一部負担免除の 医療サービス利用

原則として入院についてはフリーアクセス。  
外来は公的病院のみフリーアクセス。償還払い。  
自己負担はなく最も手厚い医療制度。

入院・外来の両方をカバーしているが、医療制度  
加入時に今後受診する医療機関(一部私立病院は  
不可)を一つ選んで、事前に登録しなければならない。登録  
病院で受診した場合、自己負担はない(立替払いもなくて  
よい)。治療によっては現金給付もある。出産、死亡、傷害に  
ついては給付はあるが水準は高くない。

その他の公的医療保険制度に加入していない  
全ての国民が30パーツ/回の定額で外来・入院の医療  
サービスを受けることが可能。利用医療機関は事前登録制  
で公立に限定されることが多い。待ち時間が長い、診療時間  
が短い、医薬品等の使用に制約がある等の問題を多く抱えて  
いる。

(下記資料を基に作成)  
JICA「タイ社会保障制度調査」  
東京大学社会科学研究所「タイの労働市場と社会保障制度」  
公益財団法人国際労働財団「2015年タイの労働事情」

参考: 1パーツ=3.12円(2016年3月23日現在)

バンコクの一日の最低賃金...300パーツ

在バンコクの日本人が多く通う有名私立病院(SSSや30パーツ保険の対象外病院)では、腹痛や風邪等の外来診療医療費は2000~4000パーツ

(インターネット調べ)

タイは日本のような健康保険制度ではありません。自由診療ですので、病院や医師により診療報酬が異なります。  
日本では会社員の場合、本人だけでなく家族※も健康保険の被保険者になれますが、タイでは本人だけが対象です。  
タイで現地採用されている社員にとって、勤務先の福利厚生、中でも医療補償は非常に重要な待遇項目ですが、  
グループ医療保険では最少人数の制限があるため、加入したくてもできないケースもあるようです。

※所得などの制限有り

弊社では少人数からでも加入できる保険、またグループ医療保険に上乘せ補償ができる保険をご用意しております。  
医療・傷害補償だけでなく、個人所得税の節税ができるもの、また日本より利率の良い積立貯蓄型の商品もございます。  
各種損害保険も取扱いをしておりますので、お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

### 【 お問い合わせ先 】

日本人プランナー(日本語)

藤木垂矢子

Mail : fujiki@aapth.com

Mob : +66(0)-63-215-4015

Tel : +66(0)- 2-261- 8182 (内線152)

タイ人プランナー(タイ語)

ワニダ・チャンコン

Wanida・Changkhong

Mail : wanida@aapth.com

Tel : +66(0)- 2-261- 8182 (内線151)



AAP 保険部スタッフ

## ※利用規定・免責事項

当ニュースレターに掲載された全ての記事・写真の無断転載を禁じます。

また、当ニュースレターに記載された文書及び内容に関しましては、正確性・妥当性の確保に努めておりますが、各事項に含まれる情報の利用、及び利用できなかったことにより生じる直接的または間接的な損失に対し、弊社及び関連会社は一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

特定の事案につきましては、適切なアドバイザーにご相談されることをお勧めいたします。